

第6章－2 基礎資格取得後の学校栄養職員等としての在職年数と単位数で、栄養教諭免許状を取得する場合

1 概要

基礎資格取得後の学校栄養職員等（※）としての在職年数と単位数で、教育職員検定により栄養教諭免許状を取得します。現に学校栄養職員等の職にある者について適用されます。

教育職員検定の場合、免許状取得の必要単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

なお、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

※ 学校栄養職員等とは

学校給食法第7条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限ります。

(注) この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

2 基礎資格

免許種類	基礎資格
一種免許状	・管理栄養士免許を有すること ・管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士免許を有すること
二種免許状	・栄養士免許を有すること

3 単位の修得

(1) 単位の修得時期

基礎資格を取得した後に修得した単位が有効です。

(基礎資格の取得以前に修得した単位は使用できません。)

(2) 単位が修得できる大学等

必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

取得しようとする免許状	単位が修得できる大学等	
	認定課程を有する大学等	認定課程を有する大学等以外
一種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の課程 ✓ 短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定課程を有していない大学等 ✓ 文部科学大臣の認定する講習 ✓ 大学の公開講座又は通信教育において修得した単位 ✓ 文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位
二種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学又は短期大学の課程 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <u>取得しようとする免許状に対応した単位として修得したものが有効です。</u>

(3) 必要単位数と在職年数

ア 法附則第 17 項、規則附則第 6 項

取得しようとする免許状		二種免許状		一種免許状	
基礎資格取得後、学校栄養職員等として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数		3年以上		3年以上	
基礎資格取得後、大学等において修得する最低単位数	(2 欄) 栄養に係る教育に関する科目 (注 1)	2	8	2	10
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	1		1	
	(4 欄) 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1		1	
	(5 欄) 栄養教育実習 (注 2)	1		1	

(注)

- (1) 次の事項を含む科目について修得します。
 - ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
 - ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
 - ・食生活に関する歴史的及び文化的事項
 - ・食に関する指導の方法に関する事項
- (2) いわゆる特別非常勤の講師として 1 年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者は、経験年数 1 年について 1 単位の割合で、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (栄養教育実習を除く。) の単位で替えられます。
- (3) 法附則第 17 項は現職の学校栄養職員が栄養教諭へ円滑に移行するために設けられた特例規定のため、栄養教諭二種免許状を所持している者には適用できません (= 上進には適用不可)。(教員免許ハンドブック 1 解釈事例編 P. 218 上段、P. 221 上段)
- (4) 教諭又は養護教諭免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てる (単位の

流用) ことはできません。

イ 法附則第 17 項備考第 2 号、規則附則第 6 項 (アにより栄養教諭の免許状を受けようとする者が、教諭又は養護教諭の普通免許状を有するとき)

取得しようとする免許状		二種免許状	一種免許状
基礎資格取得後、学校栄養職員等として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数		1 年未満で可	1 年未満で可
基礎資格取得後、大学等において修得する最低単位数	栄養に係る教育に関する科目	2	2

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期 (始)	任期 (終) の月に応当日 (同じ日付) があるか	在職期間が 2 か月となる場合	
		任期 (終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日 (※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日以外	ある	翌々月の <u>応当日</u> の前日	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率 (※2 非常勤学校栄養職員の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規職員、臨時的任用職員			1 / 1	
非常勤学校栄養職員	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤学校栄養職員の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率 1 / 1 の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率 5 / 6 以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数 (1月未満切捨) に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」 (1月未満切捨) となります。

(例1) A校: H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)
 ⇒ $7月 \times 5 / 6 = 5.83$ ⇒ 5月

(例2) B校: H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校: H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して (期間1) と (期間2) にします。

(期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)
 ⇒ $5月 \times 1 / 2 = 2.5$ ⇒ 2月

(期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)
 ⇒ 換算率 1 / 1 なので、5月と20日